

滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

オーガニック農業の推進ならびに地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組の推進を図るとともに、環境こだわり農産物の認証を受けようとする農業者等および環境こだわり農産物の表示を付そうとする小分け業者の負担の軽減を図るため、滋賀県環境こだわり農業推進条例（平成15年滋賀県条例第4号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 環境こだわり農業の定義について、新たにオーガニック農業が含まれることとするとともに、環境との調和に配慮した措置の例として地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組を示すこととします。（第2条関係）
- (2) 環境こだわり農産物の認証を、農産物が知事の認定を受けるなどした生産計画に従い生産されたものである旨の認証から、農産物が一定の基準に適合する旨の認証に改めるとともに、生産計画の認定制度を廃止することとします。（第13条関係）
- (3) 小分け業者が小分け後の環境こだわり農産物等に環境こだわり農産物であることを示す表示を付す場合に知事の承認を要しないこととします。（第15条関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を設けることとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

<参考：手続き簡略化の概要>

